

別紙

諮問第773号

答 申

1 審査会の結論

「救急活動記録票に記載されている私の個人情報その他本件に関係あると思料される書面全て」外1件について、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものの提出又は提示がないことを理由として開示請求を却下した処分は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「令和〇年〇月〇日〇時〇分頃〇〇で10代から20代の傷者が発生した救急現場に出場した救急隊が作成した救急活動記録票に記載されている私の個人情報、その他本件に関係あると思料される書面全て」の開示請求（以下「本件開示請求1」という。）及び「令和〇年〇月〇日〇時〇分頃、〇〇で、10代から20代の傷者が発生した救急現場において、私が救命した事案に関して、令和〇年〇月〇日頃〇〇消防署〇〇氏、〇月〇日頃〇〇消防署〇〇氏、〇月〇日頃〇〇消防署〇〇氏及び東京消防庁〇〇部〇〇課〇〇氏に電話相談があった際のメモ及び調査内容」の開示請求（以下「本件開示請求2」という。）に対し、東京消防庁消防総監が令和元年8月21日付けで行った本件開示請求1及び2をそれぞれ却下とした処分（以下併せて「本件却下処分」という。）について、当該各処分を取り消し、保有個人情報を全部開示せよと求めるものである。

また、審査請求人は、本件審査請求に係る審査請求書の冒頭において、審査請求の理由について主張している。これを要約すると以下のとおりである。（なお、審査請求人の主張については、本件審査請求に係る審査請求書に記載された表現をできるだけ尊重し、記載することとした。）

私は、〇年〇月〇日（豪雨）〇時〇分頃、〇〇区〇〇〇-〇-〇 〇〇において、10

代位の〇〇が豪雨で滑りやすくなっていた階段を滑り落ち、頭部を地面のコンクリートに強く打ち付け、目が白目になり、顔及び両手並びに全身けいれんを起し意識が無く苦しんでいました。（〇〇には、同世代の〇〇の連れが〇人いました。）私は、意識が無い負傷した〇〇に対して、救命処置及び応急処置を一人だけで行い、〇〇を助けた多大なる功労者です。私は、一人で救命処置及び応急処置等をして一人の尊い命を助けました。

周りにいた〇〇のスタッフ及び〇〇、〇名以上の人達が誰一人手伝うことも無く、私一人だけで約〇分間位、汗だくで懸命に救命処置及び応急処置をして、その時、足を負傷しました。

東京消防庁〇〇消防署の救急隊の隊長らは、本件救急救命現場に駆け付けた時、暫く離れた所で黙って立っていて、私の行動を見ており、息を切らして駆け付けてはいなく、私が、救急隊の隊長らに緊急なので早く来るよう声をかけたところ、同署救急隊の隊長らは、面倒だとの態度で来ました。

また、私が同署救急隊の隊長らに所属消防署及び氏名を尋ねましたがニヤニヤしており私の質問に答えず、無視しました（なお、私が〇〇消防署の救急隊と分かったのは、同署救急隊の隊長らより、教示されたのではなく、他者より、教示されたのです）。

同署救急隊の隊長らは、私に対し、私が負傷者の〇〇に行った救命処置及び応急処置等の内容を尋ねる事も一切無く、「ありがとう」等の感謝の言葉も一切言わず、人命救助の多大なる功労者である私の氏名及び連絡先も訊かず、東京消防庁発行の感謝カードすらも渡さず、同署救急隊の隊長らが、私に対し、「どけ」などと冷酷な暴言を語気鋭く申し向け、甚だしく傲慢な態度で接したのです。同署救急隊の隊長らは、ニヤニヤと不気味に笑いながら、「厭らしい」目つきで負傷者の〇〇の胸及び下半身等を凝視しており、卑劣な「セクハラ行為」まで行ったので、私は、救急隊の隊長らの卑劣な「セクハラ行為」から負傷者の〇〇を護る為、毛布を用いて負傷した〇〇の身体を覆ってあげました。

その上、東京消防庁に情報開示をしても保有個人情報開示請求及び公文書開示請求を却下及び非開示、一部開示等され、私が人命救助した事実が隠蔽されて、無かったことになっているのではと疑わざるをえません。（中略）私は現在、人命救助をしたことをとても後悔しています。なぜなら、応急手当普及員認定証と救命技能認定証を取得したのは、困っている人を助けたいと思う私の正義感からであります。人命救助をして、〇〇の命を助けたのに、〇〇消防署救急隊の隊長及び隊員らから何故、感謝の言葉がなかつ

たのか、情報開示請求等を行い、私の勇気ある行動がどのように記載されているのか知りたいのです。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件審査請求に係る弁明書及び理由説明書において、実施機関は、審査請求人が本件開示請求1及び2に係る本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものの提示がないため、当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることが確認できないとして、当該開示請求を却下した判断は、適法かつ妥当である旨を説明している。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和2年2月12日に審査会へ諮問された。

審査会は、本件審査請求に対する実施機関からの理由説明書を令和2年6月3日に收受し、審査請求人からは、同年7月14日に令和2年7月10日付「弁明書に対する反論書及び意見書1」（以下「意見書等1」という。）並びに同月20日に令和2年7月17日付「弁明書に対する反論書及び意見書1」及び令和2年7月19日付「理由説明書に対する反論及び意見書2」（以下併せて「意見書等2」という。）を收受した。

審査会は、令和3年1月27日（第148回第三部会）及び同年2月22日（第149回第三部会）に審議した。

(2) 審査会の判断

審査会は、審査請求人の審査請求書、意見書等1及び2における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 審査会における審議事項について

審査請求人は、本件審査請求に係る審査請求書並びに意見書等1及び2において種々の主張をしているが、条例24条の2第1項は、実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について、審査請求があった場合は、当該審査請求に係る審査庁は、同

項1号及び2号に掲げる場合を除き、東京都個人情報保護審査会に諮問して、当該審査請求についての裁決を行うものとする旨、規定していることから、本件における審査会の審議事項については、本件却下処分に対する審査請求に係る諮問庁からの諮問内容について審議するものである。よって、審査会は、本件却下処分の妥当性及びそれに関する審査請求人の主張について審議するものとする。

イ 保有個人情報開示請求手続における本人確認について

条例13条1項本文では、「前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。」と定め、同項1号では「開示請求をしようとする者の氏名及び住所又は居所」、同項2号では「開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項」、同項3号では「前二号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」とそれぞれ規定している。

また、同条2項においては、「開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。」として、開示請求者が開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明する書類であって実施機関が定めるもの（以下「本人確認書類」という。）を提出又は提示することを義務付けている。

そして、東京消防庁消防総監が保有する個人情報の保護に関する規程（平成11年12月24日東京消防庁告示第10号。以下「規程」という。）3条各号において、条例で規定する本人確認書類として認められる書類を具体的に定めており、規程3条1号では「個人番号カード」、同条2号では「運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署から発行若しくは発給されたその他の書類若しくはこれに類する書類であって、氏名及び出生の年月日若しくは住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして消防総監が適当と認めるもののうちからいずれか一つ」、同条3号

では「国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療若しくは介護保険の被保険者証、健康保険日雇特例被保険者手帳、国家公務員共済組合若しくは地方公務員共済組合の組合員証、私立学校教職員共済制度の加入者証、国民年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書又は官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類又はこれに類する書類であって消防総監が適当と認めるもの（個人識別事項の記載があるものに限る。）のうちからいずれか二つ」と、それぞれ規定している。

さらに、東京消防庁保有個人情報開示・訂正・利用停止事務取扱要綱（平成17年4月15日総務部長依命通達。以下「要綱」という。）第3、2（2）ウでは、開示請求者が本人確認書類を提出又は提示せず、請求に係る保有個人情報の本人又は本人の法定代理人であることが確認できない場合は、補正として、相当の期間を定めて開示請求者に本人確認書類の提出又は提示を求め、開示請求者が当該期間内に補正に応じないとき、又は開示請求者に連絡がつかないときには、請求を却下する旨を定めている。

また、本人又は本人の法定代理人であることが確認できた場合には、要綱第3、2（6）オにより、開示請求書の担当課処理欄に「本人等の確認を行った書類の名称を記入すること」と定めている。

ウ 本件却下処分の妥当性について

（ア）実施機関の説明

実施機関は、審査請求人が消防署における本件開示請求1及び2の手続において、本人確認書類と称して応急手当普及員認定証及び救命技能認定証（以下併せて「本件認定証」という。）を提示し、開示請求書における担当課処理欄の請求者本人確認欄（以下「請求者本人確認欄」という。）にその旨を記入するよう要望したことから、審査請求人の要望に応じ、請求者本人確認欄に本件認定証を記載した。しかし、実施機関は、本件認定証が本人確認書類ではないこと、及び審査請求人が所持していた運転免許証を提示すれば本人確認ができる旨を説明した上で、運転免許証を提示するよう求めたが、審査請求人はこれに応じなかった旨、説明する。そのため、実施機関は、審査請求人が本件開示請求1及び2に係る保有個人情報の本人であることの確認ができていないことを理由に、審査請求人に

対し、計3回にわたり本人確認書類の提出又は提示を求める旨の補正を書面により求めたが、審査請求人はこれに応じなかったことから、本件開示請求1及び2を却下した旨、説明する。

また、審査請求人が提示した本件認定証は、より多くの都民が救命技能を習得することを目的として、実施機関が実施する応急手当普及員講習や普通救命講習等を受講した者に対し、救命技能を習得しているということを認定するという性質のものであり、何らかの資格を付与するものではない旨、説明する。

そして、本件認定証を交付する際、氏名以外に生年月日、住所、連絡先等の個人情報に記載した申請書の提出を受け付けるが、受講者は連絡がつく住所や電話番号として講習実施場所や勤務先の所在地等を申告する場合もあり、また、当該申請書を受理する際及び上記各講習を実施する際にも、実施機関は、申請者ないし受講者に対して運転免許証等の本人確認書類により本人確認を行うものではない。よって、審査請求人が主張する、本件認定証を上記申請書に記載された個人情報と照合することにより本人確認をすることができるとの主張は誤りである旨、説明する。

さらに、本件認定証には写真の貼付がなく、氏名以外の個人識別事項も記載されておらず、その裏面には「身分を証明するものではありません」と明記されていることから、本人確認書類には該当せず、審査請求人が本件開示請求1及び2に係る保有個人情報の本人であることが確認できないことを理由として、実施機関が当該開示請求を却下した判断は、適法かつ妥当である旨、説明する。

(イ) 審査請求人の主張

審査請求人は、本人確認書類として、〇〇消防署の〇〇及び〇〇らに運転免許証と本件認定証を見せたが、〇〇が記入したのは本件認定証のみであり、運転免許証を恣意的に記入しなかったのである。2つの認定証は公的資格であるのは明らかである。本件認定証は東京消防庁のデータに審査請求人の氏名・生年月日・住所等の個人情報が登録され、消防機関において応急手当普及員として認定されたときは、応急手当普及員名簿に登録され、「応急手当普及員認定証」が交付されるので、公的資格であるのは明らかである。審査請求人は受講時、運転免許証等を提示し本人確認を済ませている。審査請求人が保持している、公的資格である、

本件認定証は、「官公署及びこれに準ずる団体等から発行若しくは発給された書類」に該当するため、本人である証明書として認められている等、主張する。

東京消防庁は、当初から審査請求人の保有個人情報開示請求を拒否することに固執していたことは明らかである。審査請求人が〇〇消防署の〇〇、〇〇らに対し、本人確認として、顔写真、氏名、生年月日等が記載されている運転免許証を提示したにもかかわらず、〇〇、〇〇らが明記しなかったことから、東京消防庁は、本人確認ができていないとの虚偽の外観を作出し、当初から審査請求人の保有個人情報開示請求を妨害するべく、開示しないよう、〇〇、〇〇らと共謀し、画策しており、そのような卑劣な愚行を敢行したのである（注：東京消防庁が審査請求人の保有個人情報開示請求に誠実に応じる姿勢があったならば、審査請求人の本人確認の証明書が必要であれば、出すことも検討する余地も有ります。との考えを受け入れて保有個人情報開示を行ったはずである。しかし、東京消防庁は全く適切な対応を講じなかったのである。）等、主張する。

審査請求人は、〇〇及び〇〇に対し、運転免許証（顔写真、氏名、住所、生年月日等が記載されている物）及び本件認定証を提示したところ、〇〇から「運転免許証をコピーさせろ」と乱暴な言葉使いで言われたので、東京消防庁職員らの凶悪犯罪に基づく不祥事が多発していることから、審査請求人は、東京消防庁職員による犯罪被害（注：例えば、東京消防庁職員が、審査請求人の運転免許証のコピーを悪用し、金融機関の口座開設を行ったり、携帯会社で携帯電話の契約を行って犯罪に使用されることを未然に防止するため）を回避すべく、運転免許証をコピーすることを丁寧に断ったら、〇〇が保有個人情報開示請求書の請求者本人確認欄に記載したのは本件認定証のみであり、審査請求人が運転免許証を提示したにもかかわらず、故意で記入しなかったのである。そもそも、なぜ、運転免許証をコピーする必要があるのか甚だ疑問である等、主張する。

したがって、審査請求人は、本人であることを証明するために必要な書類（運転免許証、応急手当普及員認定証、救命技能認定証）を提示したにもかかわらず、東京消防庁は、保有個人情報開示請求を違法に却下したのである等、主張する。（なお、審査請求人の主張については、本件審査請求に係る審査請求書、意見書等 1 及び 2 に記載された表現をできるだけ尊重し、記載することとした。）

(ウ) 審査会の検討

審査会が、本件認定証の見本を確認したところ、本件認定証は、規程3条1号で定める「個人番号カード」ではなく、同条2号で定める「写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるもの」にも該当しないことが認められた。

また、本件認定証は、実施機関が説明するとおり、同条3号に規定する本人確認書類の要件として記載が求められている個人識別事項のうち、氏名以外の事項が記載されておらず、それぞれの裏面には「この認定証は救命技能を有することを認定するものであり、身分を証明するものではありません。」と明記されていることも確認された。

これらのことを踏まえると、審査請求人の主張はあるものの、本件認定証は、規程3条各号で定められている消防総監が適当と認める本人確認書類に該当しないとする実施機関の説明は首肯できるものである。

なお、審査請求人は、開示請求時に本人確認書類として運転免許証を提示した旨、主張しているが、これに対し実施機関は、本件開示請求1及び2において、いずれも審査請求人に対し、運転免許証等の実施機関が定める本人確認書類の提示を繰り返し求めたものの、審査請求人がこれに応じなかった旨説明する。

審査会の審議事項については、前記アのとおりであるが、本件運転免許証の提示の有無に関して検討すると、実施機関は、審査請求人に対して本人確認書類の提示を求めるため、書面による補正を計3回行っていることが確認された。さらに、本件開示請求1及び2に係る各開示請求書を見分したところ、当該開示請求書における請求者本人確認欄には、いずれも審査請求人の要望に基づき実施機関が記載したと説明する本件認定証の記載は認められたが、審査請求人が提示したと主張する運転免許証の記載については、見当たらなかった。

上記のとおり、本件開示請求手続における運転免許証の提示の有無に関し、審査請求人及び実施機関双方の主張は異なるものの、開示請求書の提出後においても、実施機関は、繰り返し審査請求人に本人確認が完了していないことを理由として運転免許証を含む本人確認書類の提示を求める補正を行っているが、審査請求人がこれに応じた状況について確認はできなかった。

これら開示請求書の提出後の手続も含めた状況を踏まえると、本件開示請求1及び2について、審査請求人から当該開示請求に係る保有個人情報の本人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものの提出又は提示がなかったことを理由として当該開示請求を却下したとする実施機関の説明は首肯できるものであり、その判断は妥当であると認められる。

エ その他審査請求人の主張について

審査請求人は、本件審査請求に係る審査請求書並びに意見書等1及び2において、種々の主張をしているが、審査会の審議事項については、前記アのとおり、本件却下処分に対する審査請求に係る諮問庁からの諮問内容について審議するものであるため、審査請求人が審査請求書、意見書等1及び2並びに「上申書及び要請書」等、意見書等1及び2に添付された各資料において主張する実施機関職員等の発言や対応等に関する事項並びに本件却下処分以外に関する事項は、審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、寶金 敏明